

千歳町自治会規約運用規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、千歳町自治会規約のうち、役員を選任、予算及び決算に関する事項、事業計画及び執行に関する事項等につき、自治会規約の本来の趣旨をふまえた上で、実際の運用と整合性を持たせる為に定めるものとする。

(役員を選任)

第 2 条 常任役員（区長）及びその他の役員（自治委員）は、共に各区内の世帯主又はその代理者が区の総会により選任された者とし、両者を総称して自治会委員と称する。

2 会長、副会長、庶務、会計、監事 1 名は自治委員より選任し、監事 1 名は区長より選任する。選出方法は、区長による投票又は推薦とする。但し、会長は役員経験者からも選任できる。尚、会長選出区は新たに自治委員を 1 名増員する。

(予算及び決算)

第 3 条 予算及び決算については、各区の代表として選任された常任委員（区長）及びその他の役員（自治委員）にて構成する役員会（自治委員会）で審議し採決するものとする。

(事業計画及び執行)

第 4 条 事業計画及び執行については、役員会（自治会委員会）で審議し採決を得た後、会長の決裁により執行するものとする。

(会 費)

第 5 条 会費は世帯割りとして定額を徴収する。但し、必要に応じて臨時に徴収することができる。

附 則

1 この規則は、平成 15 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 31 年 3 月 21 日から施行する。